

正 会 員 会 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター一定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員が、一会計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額二千円とする。
- (2) 特別会員及び賛助会員の会費は、無料とする。
- (3) 前号の会費については、経済的事情または病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回7月末日までに納入するものとする。

2 新規入会者は、第2条に定める会費を納入するものとする。

3 会員が年度の途中で退会するときは、既に納入した会費は返却しない。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 事業団設立初年度の会費は、第2条第1号の規定にかかわらず200円とする。

2 この規程は、事業団設立許可のあつた日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、東京都知事の認可のあつた日（平成13年6月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。